



水と緑の
ふるさとづくり

第25号

発行/平成21年5月1日
長野県木曽広域連合

『木曽とっておきコレクション』を募集しています!

ねらい

木曽地域にお住いの皆様が、身近な地域の良さを見直し(素敵なもの再発見)、木曽地域の新たな魅力として発信することにより、多くの来訪者の誘客につなげ、木曽を元気にしていきましょう!



集めるもの

地区・地域の『とっておき』のもので、来訪者にとっても喜びや感動を味わえるような素材です。(風景・景色、名所・旧跡、体験・体感メニュー、食、ものがたり)



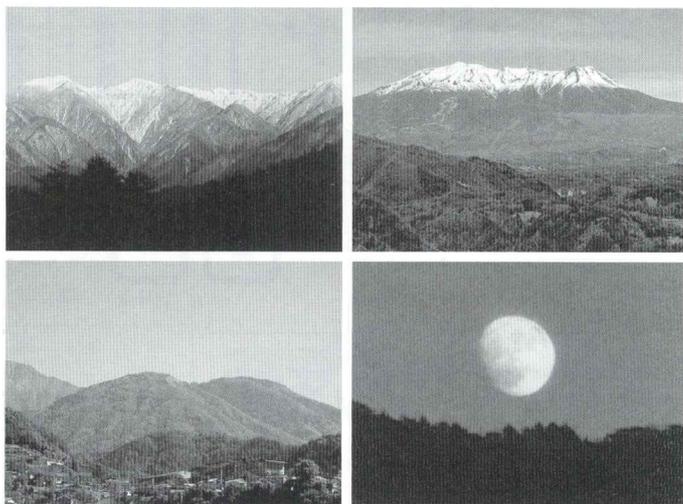
集めたら

皆様から推薦いただいたものを、『木曽100選(仮称)』として整理し世に出すとともに、それらを活かした観光プログラムの開発や情報発信をしていきます。



詳しくは

各戸配布しました募集要領及び広域連合のホームページ(下記アドレス)をご覧ください。



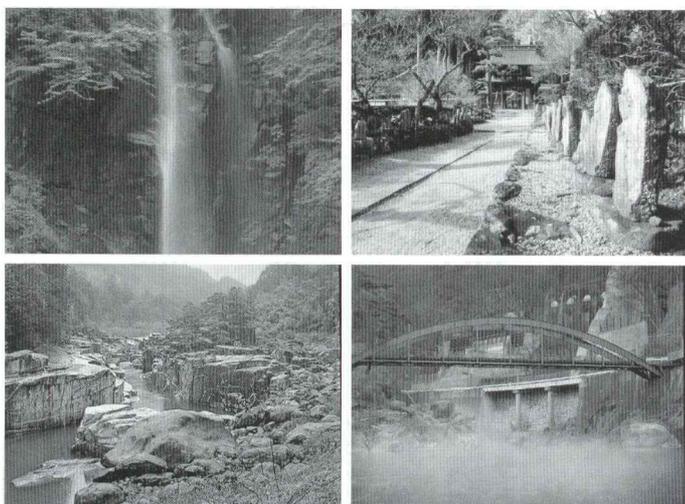
※写真は、木曽八景(参考例)

お問合せ先

地域振興課交流推進係
(電話: 23-1050)

推薦書提出先

各町村観光担当課
募集期限…平成21年6月1日(月)
☆推薦していただいた方には、抽選で素敵な景品をお送りします。



CONTENTS

表紙木曽100選募集.....	1
議会報告.....	2
21年度当初予算.....	3
有料放送.....	4・5
介護保険料改定.....	6・7
住宅用火災警報器.....	8

広域連合 NEWS

木曾広域連合 議会報告

平成20年第4回定例会

11月21日

▼一般質問は、1名の議員より通告があり次の内容について質疑が行われました。
・クリーンセンター統合に係る課題について

・国道19号線の安全対策の工夫について
▼議案審議では、規約の締結・規則改正に関するものが各1件、平成20年度補正予算に関するものが2件あり、それぞれ原案通り可決されました。

平成21年第1回定例会

2月23日

▼議案審議では、平成20年度補正予算に関するものが3件のほか、条例・規約の一部改正5件、条例の制定2件、事務委託に関するものが2件、議会の議決1件、平成21年度当初予算に関するものが3件あり、それぞれ原案通り可決されました。

事務局に建設課を設置しました

今年度から木曾土木振興会の業務が木曾広域連合に移行するため、事務局に建設課を新設しました。建設課の事務所は、当分の間現在の木曾合同庁舎に置きます。

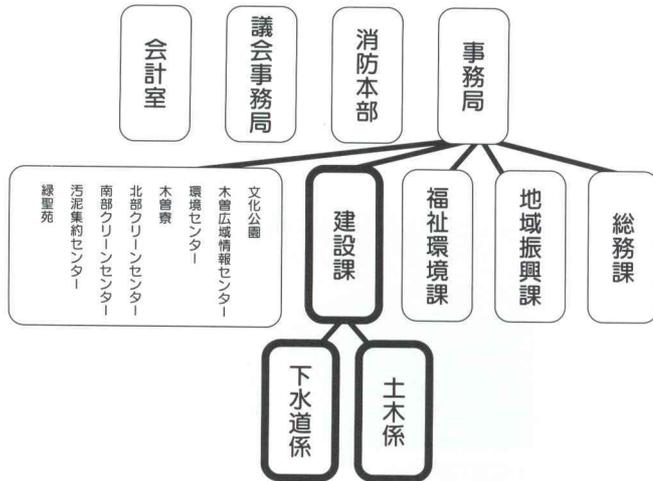
●所在地

木曾郡木曾町2757の1

木曾合同庁舎5階

電話(24)222288

FAX(24)2196



生ごみの分別回収にご協力ください

平成17年度から始まった生ごみの分別回収は、皆様のご協力により、実施地域を拡大して本格的に木曾郡に広がっています。

しかし、開始から三年が経過し、少しずつ回収量が減ってしまった地域もあります。

生ごみは可燃ごみとして燃やせば灰になり二度と資源に戻りません。分別すれば再び堆肥となつて作物の育成に役立ちます。

皆様一人一人の分別が資源の循環、そして豊かな環境と暮らしを作ります。

生ごみの分別回収に、ご理解とご参加をお願いいたします。

※生ごみ分別回収は、実施されていない地域もあります。地域の分別に従ってください。

家電リサイクル法が改正になりました

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)の改正により、平成21年4月1日より新たに対象機器が加わりました。

従来の家電リサイクル対象機器

ブラウン管テレビ

エアコン

冷蔵庫・冷凍庫

洗濯機

+

新たに加わる家電リサイクル対象機器

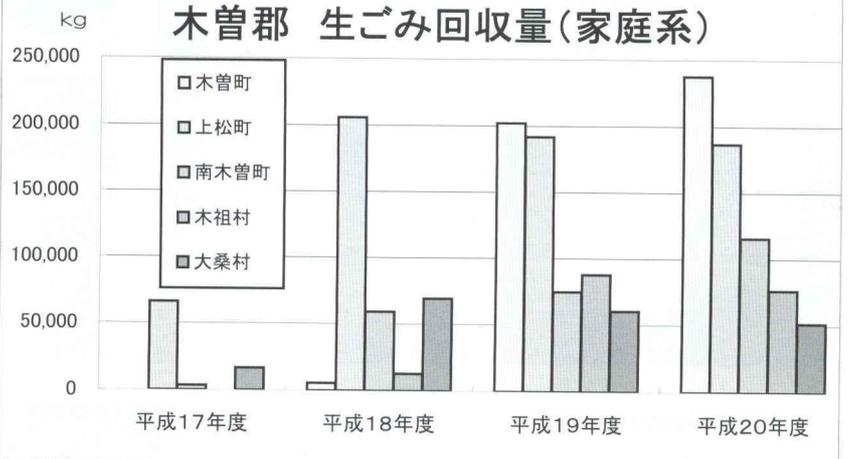
液晶テレビ

プラズマテレビ

※携帯テレビ、カーテレビ、浴室テレビは除きます。

衣類乾燥機

木曾郡 生ごみ回収量(家庭系)



平成21年度当初予算の概要



- ▼平成21年度も一般会計と木曾寮及び介護保険特別会計の3会計とします。介護給付費の伸び等により3億円余りの増となりましたが、依然として厳しい構成町村の財政状況のため、効率的効果的な行政運営を進めます。
- ▼今年度より木曾土木振興会業務を広域連合へ移行するため建設課を新設し、一般会計に土木費を計上しました。
- ▼老朽化した消防南分署のポンプ車を更新します。初期消火車両火災対応強化のため水槽付きポンプ車を導入します。
- ▼地域ICT活用モデル事業の構築を図りアプリケーション事業を推進します。
- ▼平成21年度予算の概要は、以下の通りです。

会計別予算額

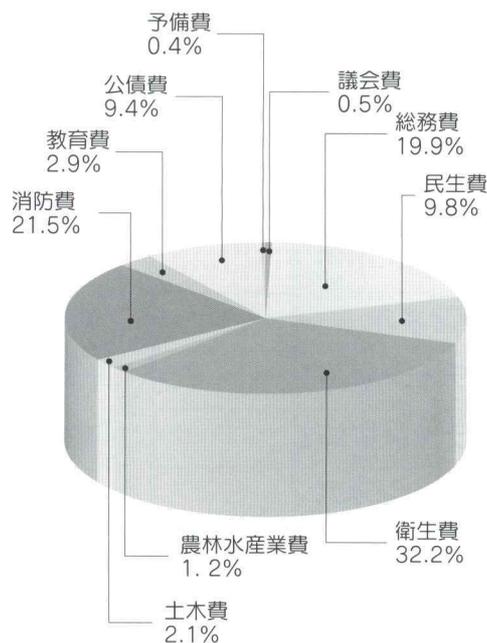
(金額単位：千円)

会計名	平成21年度	平成20年度	比較
一般会計	2,795,838	2,728,240	67,598
木曾寮特別会計	205,436	207,169	△1,733
介護保険特別会計	3,437,195	3,196,685	240,510
合計	6,438,469	6,132,094	306,375

一般会計予算の内訳

歳入		歳出 (右グラフ参照)	
科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
分担金・負担金	2,107,387	議会費	15,013
使用料・手数料	497,704	総務費	557,578
国庫・県支出金	61,668	民生費	274,637
財産収入	7,889	衛生費	900,540
寄附金	15,100	農林水産業費	34,071
繰入金	25,631	土木費	57,670
繰越金	28,329	消防費	601,137
諸収入	52,130	教育費	80,882
合計 2,795,838千円		公債費	262,227
		予備費	12,083

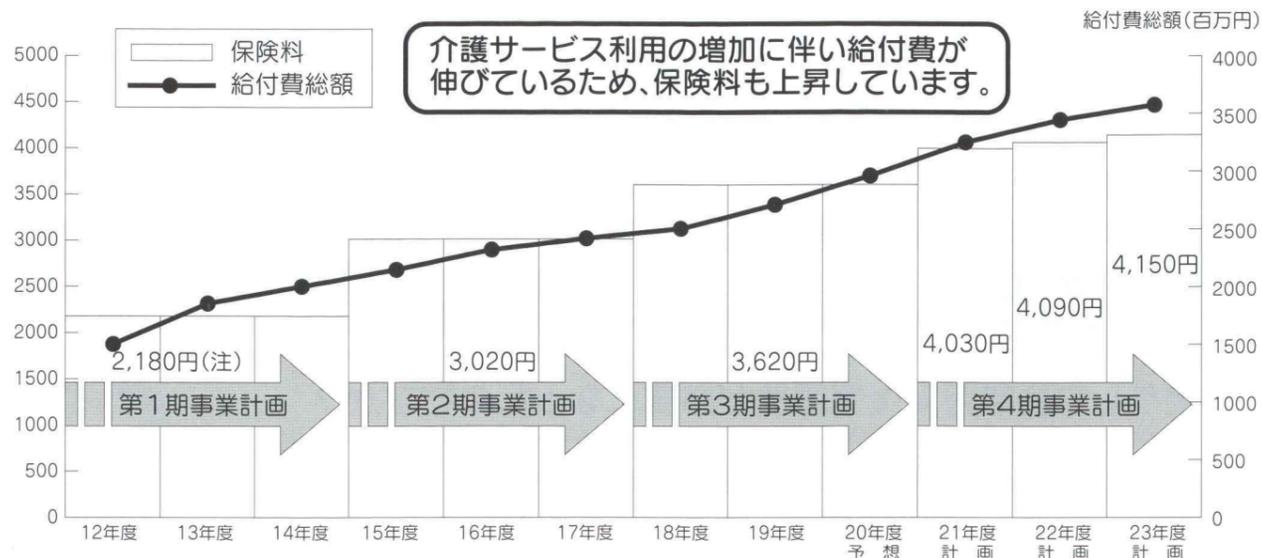
- ☆特記事項**
- ◎「木曾地域広域観光振興計画」策定、実践プロジェクト事業実施
 - ◎木曾川上下流交流の推進、名古屋城本丸御殿復元事業への協力
 - ◎南北ごみ処理施設の統合のための規約、条例改正(準備経は補正対応)
 - ◎一般競争入札、総合評価方式等入札制度の調査研究



一般会計主要事業一覧

- ◎ 総務費 ※
 - ・CATV 施設管理 (259,392 千円)
 - ・地域ICT 活用モデル事業 (61,264 千円)
 - ・広域観光振興計画策定 (2,552 千円)
 - ◎ 民生費
 - ・養護老人ホームの運営 (201,815 千円)
 - ◎ 衛生費
 - ・ごみ処理施設の運営 (453,290 千円)
 - ・し尿処理施設の運営 (305,803 千円)
 - ・火葬場の運営 (31,356 千円)
 - ・休日及び夜間の一次救急 (38,914 千円)
 - ◎ 農林水産業費 ※
 - ・森林整備事業 (31,074 千円)
 - ・上下流交流事業 (2,997 千円)
 - ◎ 土木費
 - ・土木事業費 (56,978 千円)
 - ◎ 消防費 ※
 - ・消防ポンプ車整備 (27,001 千円)
 - ◎ 教育費
 - ・文化公園の運営 (78,372 千円)
- ※ 人件費を含まない

介護保険給付の増加に伴う保険料の上昇状況グラフ



2) 第4期介護保険料の軽減措置

1. 支払基金の繰入による保険料軽減

木曾広域連合の介護保険支払基金積立金130,000千円を充当して、第4期介護保険料を軽減します。

4,461円 - 316円 = 4,145円

※第3期介護保険料の算定値は3,798円で、基金178円の繰入により基準額が3,620円となっています。

1円単位を切り上げますので
4,150円
(第4期介護保険料基準額)

2. 国の「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」による保険料抑制

介護従事者の処遇改善等のために国の緊急措置として平成21年度からの介護報酬改定をプラス3パーセントとしました。また、この介護報酬改定による介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国から「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」が交付されます。

このため、3パーセントの報酬改定に伴う保険料上昇を抑制するための措置として

- ①平成21年度は、3パーセントの報酬改定による保険料上昇分の全額。
- ②平成22年度は、3パーセントの報酬改定による保険料上昇分の半額。
- ③平成23年度は、交付金による軽減措置なし。

により、被保険者の負担を国費より軽減します。

これまでの介護保険事業計画期間の3年間は同じ介護保険料でしたが、第4期に限って国から「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」が交付されますので、報酬改定による介護保険料の上昇分の半額が軽減されるため、年度毎の保険料設定となっています。(下記イメージ図)



※第4期の介護保険料に限り、報酬改定3パーセントで上昇する介護保険料分が国の特例交付金より引き下げられますので、21年度、22年度、23年度の介護保険料の額が年度毎の設定になります。

木曾広域連合第4期介護保険料のお知らせ

(平成21年度から平成23年度まで)

第4期事業計画が策定され、介護保険料が次の表のとおり決定されましたのでお知らせします。

第4期介護保険料

所得段階	対象者	保険料率		21年度	22年度	23年度
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人	基準額×0.5	年額	24,240円	24,600円	24,960円
			月額	2,020円	2,050円	2,080円
第2段階	世帯全員が住民税非課税の人で、収入が80万円未満の人	基準額×0.5	年額	24,240円	24,600円	24,960円
			月額	2,020円	2,050円	2,080円
第3段階	世帯全員が住民税非課税の人で、収入が80万円以上の人	基準額×0.75	年額	36,360円	36,840円	37,440円
			月額	3,030円	3,070円	3,120円
第4段階	本人が住民税非課税(世帯の中に住民税課税者がいる)の人	基準額	年額	48,360円	49,080円	49,800円
			月額	4,030円	4,090円	4,150円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	年額	60,480円	61,440円	62,280円
			月額	5,040円	5,120円	5,190円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5	年額	72,600円	73,680円	74,760円
			月額	6,050円	6,140円	6,230円

※1円単位を切り上げていますので、基準額に保険料率を掛けたものとなっていない場合があります。

1) 第4期介護保険料が上昇した要因

1. 制度による要因(293円の増加)

- ①国の制度改正により、65歳以上の方の介護保険料の負担率が1パーセント上がります。
- 負担率 19パーセント ⇒ 20パーセント
- ②地域支援事業(介護予防等)の伸び等。

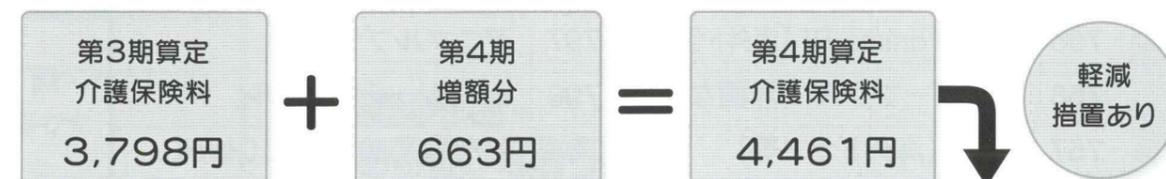
介護保険費用の負担率
公費(国、県、市町村)50%、保険料50%
(65歳以上の方20%、40~64歳以下の方30%)

2. サービス給付費の伸びによる要因(約370円の増加)

- ①通所介護(デイサービス)と認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の大きな伸び。
20年度中、通所介護(宅老所)10人分。グループホーム27人分整備。また、4期の計画で通所介護20名分、グループホーム18人分整備予定。
- ②介護従事者処遇改善等による報酬改定のため総給付費が3パーセント増加します。
- ③今計画では、介護保険施設等の大規模な整備は見込まない分、訪問介護(ヘルパー派遣)等在宅サービスの伸びを見込みました。また、18年度の制度改正により、有料老人ホーム、養護老人ホーム等介護保険施設以外での訪問介護利用が大きく伸びています。

3. サービス給付の増加に係る要介護認定等その他要因

- ①介護保険を利用する65歳以上の要介護認定者の増加は、平成19年度の16.2パーセントから平成23年度は18.0パーセントとなる予想です。
- ②85歳以上の高齢者は、平成20年度より平成23年度までに20パーセント増加することが予想されます。
- ③現在85歳以上の高齢の方は、介護保険給付費を約半数の方が利用しています。



じゅうたくよう かさい けいほうき
「住宅用火災警報器」は取付けましたか？

消防法が改正され、「住宅用火災警報器」の取り付けが義務となりました

◆平成18年5月31日より前に建てられた住宅は、平成21年6月1日までに
 取付けるよう、木曾広域連合火災予防条例によって定められています。

●どうして住宅用火災警報器が必要になったのですか？

火災による死者の約90%が住宅火災によるものです。
 死者数は年々増加しており、65歳以上の方が約60%もいます。
 また、死亡原因の約70%は逃げ遅れによるものなのです。
 このようなことから、発生した火災を早く発見することが重要だからです。
 すでに、実際の火災で効果があつた事例もありますよ。



●住宅用火災警報器は、どこに取り付けるのですか？

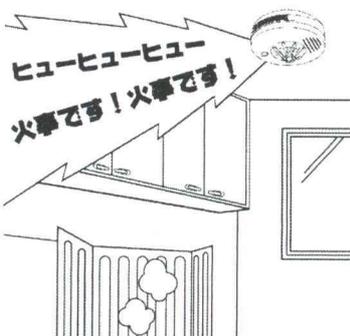
寝室と階段室(義務)に取り付けましょう。
 居間や台所は、義務ではありませんが、取り付けておけば安心ですね。
 住宅用火災警報器は、天井や壁にご自分で取り付けることができます。
 取り付け方法などは、機器の取扱説明書をお読みください。



このマークの
 付いている製品
 なら安心です。

住宅用火災警報器は、建築士会、ホームセンター、ガス販売店、
 電気店、防災設備会社などで販売しています。
 火災警報器の種類には、機能などにより様々なタイプがあります。
 価格も(2千円～1万円程度)各種のものがあつますので、詳しくは
 お店の方などに相談してください。

**消防署では商品の斡旋や販売はしません。
 悪質な訪問販売等にはくれぐれもご用心ください。**



お問い合わせは、

お住まいの各町村役場(支所)
 または、木曾消防署22-0119
 北分署36-3119
 南分署57-3119
 までお気軽にどうぞ!



●本誌に関するお問い合わせは木曾広域連合まで

〒399-6101 長野県木曾郡木曾町日義4898-37 TEL.0264-23-1050 FAX.0264-23-1052
 ホームページ <http://kisoji.com/kisokoiki/> E-mail soumu@kisoji.com

●木曾広域連合構成団体《木曾町 上松町 南木曾町 木祖村 王滝村 大桑村》